

介護支援調査特別委員会 活動報告（案）

【目次】

1	付託調査事件	P 1
2	建議理由	P 1
3	活動方針	P 2
4	重点調査項目	P 2
5	スケジュール	P 2
6	調査経過	P 3
7	提言	P 4 ~ 1 1
8	委員構成	P 1 2

1 付託調査事件

介護支援に関する調査

2 建議理由

近年、介護を取り巻く環境は、少子高齢化の進行により、介護人材の不足や誰もが被介護者や介護者となりうる時代になるなど、大きく変化している。そのため早期からの介護予防はもとより、介護疲れなどによる社会的孤立を防ぐための支援が求められている。とりわけ、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任と負担が課せられることにより、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があることが問題となっている。介護を担う子どもたちは、学業や友人関係など日常生活に制約が生じ、自身の将来にも多大な影響を及ぼすことが懸念されており、早急に対策を講じる必要がある。

こうした社会状況の中、国では、平成30年3月に家族介護者支援マニュアルを作成するなど、介護者本人に対する支援の重要性を打ち出したことに加え、令和4年4月には「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」を策定し、各自治体の実施主体となる取組を推進している。また、令和元年5月に策定した「健康寿命延伸プラン」では、柱の一つに介護予防、フレイル対策を位置づけ、2040年までに健康寿命を3年以上延伸し、75歳以上とすることを目標としている。

区においては、介護保険ニーズ調査を実施するなど、介護者本人に対する支援や介護予防のニーズ把握に努め、板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023では、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を基本理念に掲げた。ヤングケアラー支援においては、令和5年度より子ども政策課に担当係長を設置し、区内の実態調査を行うとともに、子どもの現場に近い板橋区要保護児童対策地域協議会に属する関係機関やスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修を実施する予定となっている。

今後のさらなる高齢化を見据え、区・区民・事業者等の多様な主体が連携を図りながら、介護者が孤立することのないように地域全体で支えていくことが求められている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、区民ニーズを踏まえた介護予防事業の展開と生活支援体制整備事業など板橋区版AIPの取組をより充実させることで、高齢者の健康づくりや社会参加の機会を創出していくことが重要である。また、ヤングケアラーは、家庭内の問題であることから、周囲から支援の対象として認識されにくいという課題がある。その上、本人や家族に自覚が無い場合が多く、問題が表面化しにくい構造でもあることから、関係機関等の連携により早期発見に努め、十分な支援体制を構築する必要がある。

議会としては、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、すべての被介護者と介護者等が孤立することなく、夢や希望をもって暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて調査を行う必要がある。

令和5年5月25日建議

3 活動方針

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、すべての被介護者と介護者等が、孤立することなく、夢や希望をもって暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、調査・提言を行う。

4 重点調査項目

- 1 ヤングケアラー支援について
- 2 家族介護者の支援について
- 3 介護予防の推進について

5 スケジュール

決定した活動方針・重点調査項目をもとに、令和5年第3回定例会の特別委員会において2年間の調査スケジュールを以下のとおり決定した。

		令和5年度 (2023 年度)			令和6年度 (2024 年度)			
		3定	4定	1定	2定※1	3定	4定	1定
重点調査項目	1 ヤングケアラー支援について	○板橋区ヤングケアラー実態調査の結果について	○ヤングケアラーの早期発見及び支援体制について	○ヤングケアラーに対する支援策の構築について				
	2 家族介護者の支援について				○家族介護者に対する支援内容の充実について			
	3 介護予防の推進について					○視察※2 地域特性に合わせた介護予防の推進について	○高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出について	
報告事項		○関 連 す る 報 告 事 項 が あ っ た 場 合 は 、 適 宜、報 告 を 受 け る。						
提言の検討		○議題に対する意見	○前回意見の確認	検討サイクル		検討サイクル		
		検討サイクル	検討サイクル		検討サイクル		○新たな提言の検討	○2年間の検討を踏まえた最終調整を行う。
活動報告						○活動報告骨子(案)の確認	○活動報告(案)の確認	活動報告完成

※1 特別委員会の調査経過や執行機関側の事業の進捗状況に応じて、3定以降の調査スケジュールの時点修正を行う。

※2 視察については、閉会中に行くことも考慮し、調整する。

6 調査経過

開催年月日	調査事項等
令和5年 5月25日(木)	議 題 ・正副委員長等の互選について
6月19日(月)	議 題 ・板橋区ヤングケアラー実態調査について ・高齢者介護の現状について
9月29日(金)	議 題 ・板橋区ヤングケアラー実態調査の結果について
12月8日(金)	議 題 ・ヤングケアラーの早期発見及び支援体制について
令和6年 2月21日(水)	議 題 ・ヤングケアラーに対する支援策の構築について
5月24日(金)	議 題 ・正副委員長等の互選について
6月18日(火)	議 題 ・家族介護者に対する支援内容の充実について
10月2日(水)	視 察 ・地域特性に合わせた介護予防の推進について 視察先①：徳丸マナーズクラブ（マナーズフォート集会所） 視察先②：花みずき成増（成増三丁目集会所） 議 題 ・活動報告（骨子案）について
12月9日(月)	議 題 ・高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出について ・活動報告（素案）について
令和7年 2月20日(木)	議 題 ・活動報告（案）について ・委員会の結了について

7 提言

特別委員会として決定した重点調査項目における提言は以下のとおりである。

重点調査項目 1 ヤングケアラー支援について

背景・課題

ヤングケアラー支援においては、家庭内の問題であることから、周囲から支援の対象として認識されにくいという課題がある。その上、本人や家族に自覚が無い場合が多く、問題が表面化しにくい構造でもあることから、早急に対策を講じる必要がある。

区は、令和5年度に実態調査を行い、潜在化しているヤングケアラーの存在等の把握に努めるとともに、令和6年度には、ヤングケアラーアドバイザーを設置し、関係機関への助言・相談対応等に取り組んできた。今後は、関係機関の相互連携により早期発見に努め、十分な支援体制を構築するべきである。

I 板橋区ヤングケアラー実態調査の結果について

【実態調査における回答率の向上】

- 板橋区ヤングケアラー実態調査においては、関係機関の認識が低く、回答率が低い状況にあるため、組織横断的に連携し、精度の高い実態把握と実態に即した施策展開を行うべきである。

【実態調査の分析】

- ヤングケアラーの実態把握については、子ども政策課が中心となり、支援対象の抽出と調査結果の分析を進めるとともに、関係部署が連携の上、正確な情報を収集する必要がある。また、ヤングケアラーに対する認識は家庭によって様々であるため、保護者を対象とした調査を検討し、さらなる実態把握に努めるべきである。

【認知度の向上】

- ヤングケアラーの認知度を向上させ、周囲からの気づきを促していくためには、子どもや関係機関をはじめ、広く区民に周知・啓発を図っていくことが重要である。また、教職員に対しては、学びの機会の充実を図るなど、理解促進に向けた取組を展開すべきである。

【支援の在り方】

- 個々のケース把握には、標準化されたアセスメントシートの導入や個人カルテ等の活用が有効であるが、情報の取り扱いには十分に留意する必要がある。また、支援にあたっては、関係機関相互の連携や各年代の特性を踏まえた対応が求められているほか、日常の見守り支援や家事支援等の既存制度の活用を検討すべきである。

【相談支援の充実】

- 相談支援においては、専門窓口の設置のほか、同世代の友人や信頼できる人と自由に話し合える環境が求められており、民間団体との連携や LINE 等を活用した通報機能の整備など、相談の間口を広げることが重要である。また、教育現場においては、児童・生徒一人ひとりに対し、円滑にコミュニケーションが図れる体制を検討すべきである。

Ⅱ ヤングケアラーの早期発見及び支援体制について

【子どもの権利の理解促進】

- ヤングケアラー支援においては、子どもと大人の双方が子どもの権利について理解を深め、早期発見に繋げるとともに、当事者家族が支援を受け入れやすい環境を構築すべきである。

【支援体制の構築】

- 支援体制の構築に向けては、既存のノウハウを生かした組織横断的かつ柔軟な対応が重要であり、目標の設定と共有を行うべきである。加えて、スピード感を持って取り組むためには、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や専門部署の創設などの人員強化を検討するとともに、多方面から日常的に見守りができる仕組みを構築する必要がある。

【事例の収集・分析】

- 支援事例等の情報については、ケアマネジャー等の専門職や支援実績のある関係機関からの収集を徹底し、情報を蓄積・一元管理することで、発生事由の分析と今後の支援に活用していくべきである。

【既存制度の拡充】

- 育児支援や介護支援などの各種制度については、ヤングケアラーを抱える世帯に対しても活用できるよう、対象の拡充が求められる。また、ソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーの更なる拡充に向けて目標と達成時期を明確にし、取組を推進すべきである。

Ⅲ ヤングケアラーに対する支援策の構築について

【周知・啓発のあり方】

- ヤングケアラーの周知・啓発においては、啓発動画やチラシに子どもの権利の内容をわかりやすく掲載するとともに、実態調査の結果を踏まえ、関係機関等の職員に対し、広く周知することが重要である。また、元ヤングケアラーをスピーカーとして招聘する場合は、区民が参加できる機会を設けるべきである。

【当事者視点による支援策の構築】

- 重大な事案が発生する前に気づき、対応するためには、日常の見守り体制や当事者との丁寧かつ長期的な信頼関係の構築が求められる。また、支援策の構築にあたっては、兄弟のお世話などといった、一人ひとりのニーズを把握した上でアセスメントを行い、本人の意向に沿った支援策の提示と自己肯定感の向上につながる支援が重要である。

【専門職の雇用形態・委託期間の見直し】

- ヤングケアラー・アドバイザーをはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった、子どもの相談に携わる専門職は、当事者や地域との信頼関係を構築していく必要があるため、単年度ではなく、長期的な雇用を見据えた環境整備や委託期間の見直しを検討するべきである。

【ヤングケアラー・アドバイザーの活用】

- ヤングケアラー・アドバイザーは、集約した個別ケースの確認と定期的なモニタリングを行い、ケース会議において情報の共有を図るとともに、支援計画に対する助言を行うべきである。また、保健師等の専門職に対し、助言を行うことで、ヤングケアラー・コーディネーターとして育成していくことが求められる。

【庁内外の連携強化】

- ヤングケアラー支援においては、庁内連携にとどまらず、東京都や警察との連携が求められる。連携体制の構築に向けては、ヤングケアラー・アドバイザーと協議の上、ケース会議のあり方等を検討すべきである。

重点調査項目 2 家族介護者の支援について

背景・課題

介護現場においては、介護保険サービスの量的充実が図られ、介護対象者の制度利用が進む一方で、家族介護者の負担増が問題となっており、社会全体で解決すべき課題となっている。

区では、介護保険ニーズ調査により、家族介護者の実態把握に努めるとともに、おとしよりなんでも相談等を通じて、介護者の負担軽減に努めてきた。今後は、更なる高齢化を見据え、区・区民・事業者等の多様な主体が連携を図りながら、介護者が孤立することのないように地域全体で支えていくための施策を展開すべきである。

I 家族介護者に対する支援内容の充実について

【実態把握及び支援への活用】

- 家族介護者の実態については、介護保険ニーズ調査の結果を分析し、課題を明確にするとともに、新たに調査をする際は、質問項目を精査し、被介護者・家族介護者・事業者のそれぞれの視点で支援ニーズの把握に努める必要がある。実態の把握後は、区としてどのような枠組みで新たな施策を展開できるかを検討し、必要に応じて国や東京都に意見を挙げるべきである。

【既存サービスの利用促進・拡充】

- 既存の各種介護関連サービスについては、利用実績を分析し、さらなる活用を促進するとともに、家族介護者支援の視点を取り入れた施策を検討すべきである。また、相談支援においては、相談しやすい環境の整備はもとより、介護者アセスメントを導入するなど、様々な支援ニーズに合わせた提案が行える相談体制を構築することが重要である。

【企業・事業所に対する支援及び理解促進】

- 介護現場における業務負担の軽減に向けては、企業や事業所に対する A I・D X ツールの導入支援等を行うとともに、処遇改善など働く環境のサポートについて国に対し働きかけを行うべきである。また、ビジネスケアラー対策については、企業側からの従業員に対する支援が必要となるため、区から企業側に対して認識を高めるための働きかけを行うことが重要である。

【精神的・身体的負担の軽減に向けた取組】

- 介護者の精神的負担を減らすためには、被介護者が地域にいつでも通える交流の場を整備することが重要である。また、生活支援コーディネーター等の活動に対して、家族介護者支援の視点を取り入れることで、住民主体の活動を支援すべきである。加えて、身体的負担の軽減に向けては、夜間対応型訪問介護の数を増やすなど、在宅サービス等への予算化も含めた多角的な支援を検討する必要がある。

【民間活力の活用】

- 家族介護者の支援においては、民間活力を積極的に活用し、地域密着型サービス施設の整備推進を行うべきである。また、被介護者の財産管理については、法律的視点による支援が求められるため、専門家を紹介できる仕組みの構築が重要である。

重点調査項目 3 介護予防の推進について

背景・課題

介護を取り巻く環境は、少子高齢化の進行により、医療・介護職の人材不足や誰もが被介護者となりうる時代になるなど大きく変化している。住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、健康寿命の延伸が急務の課題となる。

区では、シニア活動支援などを独自に加えた板橋区版A I Pを推進し、今後の人口減少社会を見据えた取組を行ってきた。今後は、通いの場等を通じた地域づくりによる介護予防の推進や板橋区版A I Pの取組をより充実させることで、高齢者の健康づくりや社会参加の機会を創出し、健康寿命の延伸を図るべきである。

I 地域特性に合わせた介護予防の推進について

【高齢者の暮らしを拓げる 10 の筋力トレーニングの普及】

- 10 の筋力トレーニングについては、イベント等における積極的な出前講座の実施に加え、介護に関わる様々な媒体を通じて普及に努める必要がある。引き続き、運動機能低下の予防の視点だけでなく、コミュニティづくりや地域づくりの視点も併せて周知すべきである。

【立ち上げ支援の強化】

- 立ち上げ支援においては、福祉の森サロンや各施設使用料の減免制度を分かりやすく整理することで、これらの活用を促進することが重要である。また、10 の筋力トレーニングの実施にあたっては、環境整備が必要となるため、状況に応じ、ハード面も含めた支援の検討が求められる。

【活動場所の確保】

- 通いの場の活動場所については、民間施設等に働きかけ、利用可能スペースを把握し、場所を探している団体とのマッチング支援が求められる。また、施設使用料については、運営団体の負担減に向けた措置を検討すべきである。

【誰もが参加できる通いの場の創出】

- 誰もが参加できる通いの場の創出に向けては、住民自身が通いたい場所や曜日を選択できるように、同地域に複数の通いの場が展開されることが重要である。今後も、近隣団体同士の連携を促すことで、地域住民に対し、団体の選択肢を広げる取組を継続すべきである。加えて、会場に足を運べない方への対応や孤立・孤独対策の視点においては、オンラインの活用が効果的であるため、その活用の促進が求められる。

【持続可能な住民運営に向けた取組】

- 持続可能な住民運営に向けては、運営費用が課題となるため、補助制度の充実など、財政的な支援メニューの検討が求められる。また、検討に当たっては、住民の主体性を損なわない観点も必要である。加えて、活動の継続には、リーダーシップのある住民等の存在が不可欠であるため、出前講座等を通じた次世代を担うリーダーの発掘に加え、育成支援を強化することで、リーダーとなり得る存在を増やしていくべきである。

【運営団体との連携強化及び組織横断的な支援体制の強化】

- 介護予防事業については、通いの場の活動を行う運営団体を福祉の受け手としてではなく、担い手として捉え、共に推進していく必要がある。活動中にフレイル状態や認知症の症状を発見した際には、地域包括支援センター等の関係機関に情報共有を促すなど、連携の強化が求められる。また、通いの場を通じて明らかになった様々な課題に対応するためには、相談機能を含めた組織横断的な支援体制を強化すべきである。

Ⅱ 高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出について

【今後を見据えた高齢者施策の在り方】

- 高齢者が元気に住み慣れたまちに住み続けるためには、生活機能を自覚し、自ら日常的に介護予防・フレイル予防に努めることが重要である。また、早期からのアプローチにより、年を重ねても、介護予防事業等に参加しやすい環境を整備することが求められる。加えて、現在進行中のまちづくりにおいては、予防医療の視点を取り入れ、健康維持に関する様々な相談に対応できる仕組みを検討すべきである。

【地域の自主性・主体性に基づいた取組の強化】

- 高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出には、地域の自主性・主体性に基づいた取組と活動の支援が重要であり、多様な住民主体による通いの場の展開が求められる。また、通いの場等に定期的に通っていた方で、顔を出さなくなった方がいた場合には、運営側と行政が連携を図り、コンタクトを取るなど、安否確認を含めて見守る機運を高めるべきである。

【健康無関心層等へのアプローチ手法の確立】

- 健康無関心層や既存のサロン等に参加していない方に対しては、生活機能のチェック機会の拡充や日常的な見守りが求められる。また、周知においては、区がめざす全体像を明確にし、高齢者の集う喫茶店等にチラシを配架するなど、プッシュ型の周知が効果的である。併せて、他自治体の取組も参考に多角的なアプローチ手法を検討すべきである。

【社会参加の継続及び機会創出に向けた取組】

- 高齢者の社会参加の継続及び機会創出に向けては、移動支援に関する施策の研究のほか、住民主体の通いの場や子ども食堂等の子どもが関わる事業に対し、高齢者ボランティア等の派遣先を拡充していくことが重要である。加えて、就業支援においては、セミナーへの参加から採用につなげていくフローを検討すべきである。

【既存事業の見直し・強化】

- 高齢者施策における既存事業については、必要な行政サービスの計画的な遂行や利用機会の公平性を図るために、効果検証や運営面の見直しを行う必要がある。併せて、組織横断的な連携を強化することで、事業内容の充実を図り、各種制度の狭間を埋めることが重要である。また、地域支え合い推進員として配置されている生活支援コーディネーターについては、協議体の中で明確な役割があることを周知するとともに、新しい担い手の発掘に向けて機運を高めるべきである。

【地域特性に合わせた介護予防の推進について（視察）】



10 の筋力トレーニングを体験する委員



ゲーム体操を体験する委員

8 委員構成

	＜令和5年度＞	＜令和6年度＞
委員長	高 沢 一 基	おばた健太郎
副委員長	い わ い 桐 子	中村とらあき
理事委員	さかまき常行 五十嵐やす子 元 山 芳 行	い わ い 桐 子 さかまき常行 五十嵐やす子
委 員	一 島 ひ ろ し 長 瀬 達 也 井 上 温 子 小 柳 し げ る 実正やすゆき 大 森 大 中村とらあき	一 島 ひ ろ し 長 瀬 達 也 井 上 温 子 小柳しげる※ 実正やすゆき 大 森 大 元 山 芳 行

※令和6年6月24日付けで辞任。